

後期清須城下町の復元的検討 (2025 年覚書)

● 鈴木 正貴

愛知県清須市に所在する清須城は大きく前期と後期に大別され、その構造が検討されてきた。本稿ではこのうちの後期清須城下町の構造を復元するために、これまでに約 11 万平方メートルの発掘調査成果を検討し直し、各調査地点での区画（屋敷）の性格を考察した。この結果、以前筆者が提示した区画分類案（鈴木 1995）では収まりきらない多様な屋敷が存在し、さらなる総括的な検討が必要であることが明らかになった。

1. はじめに

筆者は後期清須城下町の構造を具体的に解明するため、これまでに近世地誌や絵図類を検討し、伝承される町名や施設名などの検討を進めてきた（鈴木 2023 ほか）。

一方、発掘調査で検出された遺構については、かなり以前に城下町期を 3 期 6 小期に区分して各地点での遺構の性格を推定してきた（鈴木 1995）。具体的には、区画施設を幅と深さの規模から 8 類（堀、溝Ⅰ類～溝Ⅵ類、区画施設Ⅹ類）に、区画を規模と平面プランから 6 類に区分し、区画施設と区画の対応関係を整理した上で、下記のように区画の性格を推定した。

区画Ⅰ類＝区画幅が 10 ～ 15m の長方形区画＝下級クラスの居住域＝町屋

区画Ⅱ類＝一辺が 30m 前後の方形区画＝下級クラスの居住域（＝町屋）

区画Ⅲ類＝一辺が 45m 前後の方形区画＝上級クラスの居住域＝武家屋敷・寺院・神社

区画Ⅳ類＝区画施設が非直線的な不定形区画

区画Ⅴ類＝一辺が 100m 以上の方形区画＝最上級クラスの居住域＝居館

区画Ⅹ類＝区画認定が困難であるもの

なお、筆者はこの分類方法をもとに屋敷で構成される中世集落の類型化を考察したことがあり、その際には以下のように屋敷を大別した（鈴木 2017 他）。

屋敷 1 類＝一辺が 100m 以上の方形区画

屋敷 2 類＝一辺が 100m 以下の方形区画

屋敷 3 類＝奥行きが間口の 2 倍以上の長方形区

画

屋敷 4 類＝区画施設が不明瞭なもの

さて、清須城下町の遺構変遷を整理したこの論考を提出した平成 7 年以降も、清洲城下町遺跡では発掘調査が行われ、多くの調査担当者に

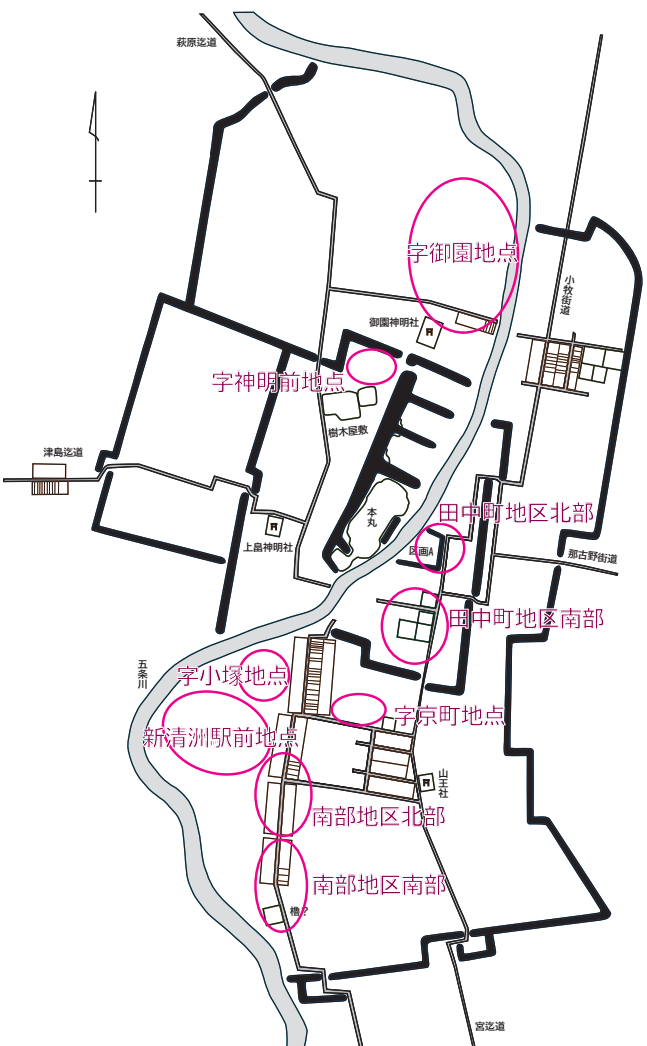


図 1 後期清須城下町復元図における今回の検討地点

よって城下町構造に関する検討がなされてきた。その際に先の推定には様々な問題点や実態にそぐわない部分が明らかになっており、分析方法の見直しが急務な課題となっている。

そこで、本稿では平成7年以降に発掘調査が行われた地点について、特に城下町期後期（城下町期Ⅲ期）の遺構に焦点を当ててその性格を検討してみたい。具体的に検討する区域は、字御園地点、字神明前地点、田中町地区北部、田中町地区南部、字小塚地点、字京町地点、新清洲駅前地点、南部地区北部、南部地区南部の9地点である（図1）。

検討の方法は、各報告書の記載を中心に遺構変遷を再検討した上で⁽¹⁾、愛知県公文書館所蔵の『地籍字分全図』（以下地籍図と略す）と

対照し⁽²⁾、発見された遺構の展開状況を類推し遺構の性格を推定する、というものである。なお、検出された遺構と地籍図の対比については以前も検討したことがある（遠藤ほか1992）が、改めてその有用性を確認していきたい。

2. 字御園地点

現在の御園神明社の北側区域では平成時代後半に新給食センター建設及び清洲中学校代替体育施設に伴う発掘調査と一場御園地区住宅造成に伴う発掘調査が清須市教育委員会により実施され、多くの調査成果が得られている（図2）。

新給食センター建設及び清洲中学校代替体育施設整備に伴う発掘調査では、城下町期後期の

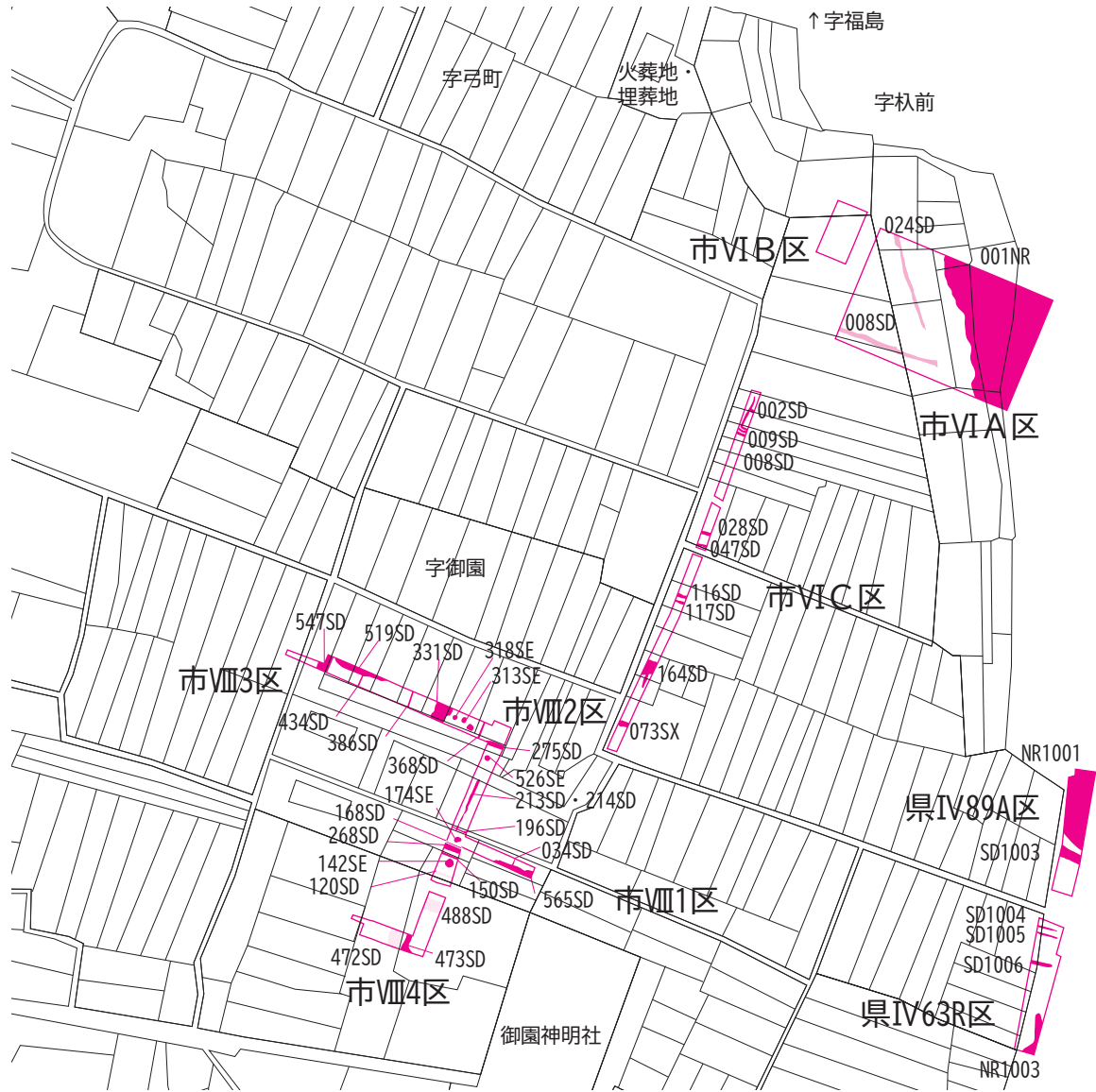


図2 字御園地点主要遺構図（縮尺 1:2000）

町屋が検出されている。最大0.9mの層厚を持つ堆積土（整地土か）を挟んで上下2面の遺構と遺物が確認され、辻広志は第1遺構面を城下町期Ⅲ—2期、第2遺構面を城下町期Ⅲ—1期と推定し遺構変遷を考察した（辻2013）。

城下町期Ⅲ—1期（第2遺構面）の主要な遺構には、市ⅥA区008SD、市ⅥC区028SD、市ⅥC区047SD、市ⅥC区116SD、市ⅥC区117SD、市ⅥC区164SDの区画溝群があり、これらはすべておよそS 70° Eの方位で共通する。辻は溝群との間隔を整理して、北側から60尺宅地+10尺道路+60尺宅地+10尺道路+60尺宅地+10尺道路+60尺宅地+18尺道路+60尺宅地+12尺道路+20尺溝+60尺宅地の区画割が実施され、田舎間（1間=6尺=1.818m）を用い宅地の内法で計画されたと推定した。都市計画がそこまで厳密な尺度で設計されたか否かは議論の余地があると思われるが、東西方向の道路に面する奥行き60尺の区画割があることを指摘した意義は大きい。

一方、城下町期Ⅲ—2期（第1遺構面）の主要な遺構には、市ⅥC区002SD、市ⅥC区048SX、市ⅥC区072SDの区画溝群があり、同時期の建物遺構も含めてすべておよそS 73° Eの方位を持つ点で共通する。辻は溝と現況道路との間隔を整理して、120尺単位の区画割の存在を考え、北部では市ⅥC区002SDの検出状況が20尺幅の宅地2軒分を示していることを指摘した。これらの地割が「地籍図」の地割と合致していることから南北方向の道路に面する区画割が展開し、そのうちの北部と南部に西側に間口を持つ短冊型地割の町屋があることを推定した。

これらの辻の分析は、堆積層を挟んで城下町期Ⅲ—1期と城下町期Ⅲ—2期で地割が大きく変更されたことを指摘している点が重要である。

一方、その後に実施された一場御園地区住宅造成に伴う発掘調査では、13世紀後半から19世紀までの長期にわたる遺構と遺物が確認され、寛和也と國分篤志は遺構を城下町期以前、城下町期Ⅰ期～Ⅱ期、城下町期Ⅲ期、宿場町期の4期に大別して遺構変遷を考察した（寛ほか2015）。

まず、城下町期Ⅰ期～Ⅱ期の主要な遺構には、市Ⅷ257SD、市Ⅷ268SD、市Ⅷ271SD、市Ⅷ519SD、市Ⅷ547SD、市Ⅷ565SDの区画溝群があり、これらはすべておよそN 21°～23° Eの方位で共通している。寛らはこの溝群の一部が「地籍図」の街区外郭の道路に相当していることに注目し、集落や屋敷地の外周溝または区画溝である可能性を指摘した。これについて筆者は、寛らが城下町期Ⅲ期の遺構と評価した市Ⅷ331SDも出土遺物の大多数は16世紀中頃までに収まることから城下町期Ⅰ期～Ⅱ期の遺構と捉え直した方がよいと考えている。そうすると、市Ⅷ331SD（幅5.05m）と市Ⅷ547SD（幅3.52m以上）が南北方向の、市Ⅷ268SD（幅2.34m）と市Ⅷ519SD（幅1.60m以上）と市Ⅷ565SD（幅1.93m以上）が東西方向の比較的に規模が大きい区画溝と認識することができ、約45mの方格地割を形成していることとなる。この結果、当地は方形屋敷群が展開する区域と評価できる（図3）。

さて、問題となるのは城下町期Ⅲ期の様相である。この時期の主要な遺構には、市Ⅷ034SD、市Ⅷ041SD、市Ⅷ024SD、市Ⅷ150SD、市Ⅷ168SD、市Ⅷ196SD、市Ⅷ213SD、市Ⅷ214SD、市Ⅷ275SD、市Ⅷ434SD、市Ⅷ142SE、市Ⅷ174SE、市Ⅷ313SE、市Ⅷ318SE、市Ⅷ526SEなどがある。寛らはこれらの遺構が城下町期Ⅲ—1期（辻の検討による第2遺構面）に該当すると考え、このうち溝はおよそN 21°～23° Eの方位で共通することから以下の町割り进行を想定した。すなわち、市Ⅷ275SDを南限および市Ⅷ547SDを西限とする東西に長い長方形街区内に市Ⅷ368SDと市Ⅷ386SDと市Ⅷ434SDなどで区切られる南北に細長い町屋が、さらにその南側の街区外郭線の道路側溝の蓋然性が高い市Ⅷ150SDと市Ⅷ168SDを南限とする東西に長い長方形街区内に市Ⅷ213SDと市Ⅷ214SDなどで区切られる南北に細長い町屋が想定される。市Ⅷ168SD以南では城下町期Ⅲ期の町割りに関する溝などは検出されておらず、町屋ではなく御園神明社の社領との関連が指摘されている。

この見解に関して筆者は、市Ⅷ275SDを北限、市Ⅷ547SDを西限、市Ⅷ150SDを南限とする東

西に長い長方形街区内については、市Ⅷ 196SD などの東西方向の溝と市Ⅷ 034SD などの南北方向の溝の両者が混在しており、城下町期Ⅲ期の中で遺構（区画割）が変更されているのではないかと考えている。

そこで報告書に図5として掲載された2区西壁土層断面図を検討すると、市Ⅷ 213SD の上位に市Ⅷ 196SD が構築されたことが示されており、市Ⅷ 034SD と市Ⅷ 213SD と市Ⅷ 214SD などの南北方向の溝群を城下町期Ⅲ—1期、市Ⅷ 196SD と市Ⅷ 115SD などの東西方向の溝を城下町期Ⅲ—2期と区分することが想定可能である。この案では、簗らが想定した市Ⅷ 275SD を北限、市Ⅷ 150SD を南限とする長方形街区内に市Ⅷ 213SD と市Ⅷ 214SD など区切られる南北に細長い町屋は城下町期Ⅲ—1期の遺構群と理解され、その後の城下町期Ⅲ—2期では南北に長い長方形街区内に東西方向の溝である市Ⅷ 115SD、市Ⅷ 150SD、市Ⅷ 168SD、市Ⅷ 196SD などで区切られる東西に細長い町屋が並んでいたと想定される。城下町期Ⅲ—2期の町割りをおのうに想定すれば、市Ⅷ 142SE、市Ⅷ 174SE および市Ⅷ 526SE の3基の井戸も南北に一列に配置されていることに気づき、各町屋敷の裏手に井戸が設置されたことが想定できよう。

この他に、20世紀に五条川河川改修に伴う発掘調査が県埋蔵文化財センターにより実施され2段階の遺構が確認されている。筆者は県Ⅳ

SD1003と県Ⅳ SD1006があるⅢ—1期以前（＝ここでいうⅢ—1期に相当）と県Ⅳ SD1004と県Ⅳ SD1005があるⅢ—1期以降（＝ここでいうⅢ—2期に相当）に区分した。そして県Ⅳ 63R区で北から順に県Ⅳ SD1004とSD1005で構成される道路、建物、井戸、土坑の遺構配置が確認できると評価した（鈴木1994）。これらの遺構群は北に間口を持ち南北に細長い町屋が2軒分検出されたものとみることができると。

以上の検討の結果、字御園地点について、城下町期Ⅲ—1期は、前代（城下町期Ⅰ期～Ⅱ期）の大型区画溝である市Ⅷ 547SD を西限とした市Ⅷ 268SD を南限とする区域に、市Ⅵ C区 028SD などの東西方向の溝群を境界とする10区画の街区（街区1～10）が設定され、特に街区8については市Ⅷ 368SD と市Ⅷ 386SD と市Ⅷ 434SD などによって南北に細長い町屋が屋敷割りされている状態が復元される（図3）。これは地籍図にみられる屋敷割りの形がさらに南と東に広がっている状況と評価することもできる。ただし、検出された遺構から想定される長方形街区と地籍図における長方形街区と比較すると、方位は共通しているが奥行きの規模が異なっており、結果的に位置がずれている。

次の城下町期Ⅲ—2期は、城下町期Ⅲ—1期の地割を踏襲しつつも御園神明社から北北東に伸びる道路が追加され、その北部東側と南部西側で地割が明確に異なっている。御園神明社か

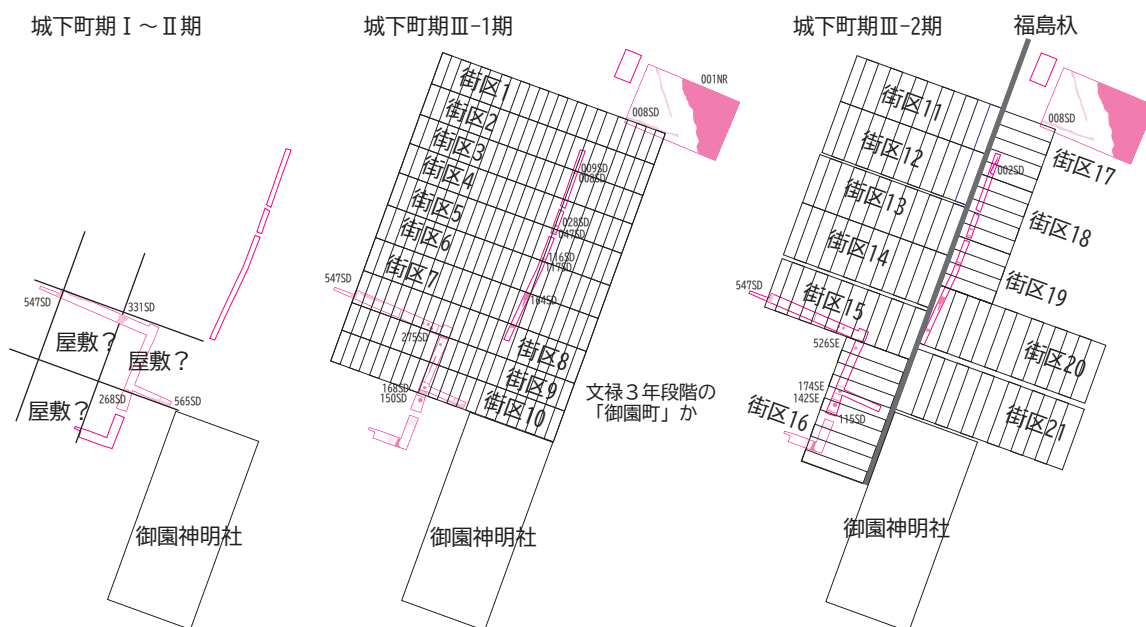


図3 字御園地点町割変遷模式図（縮尺1:4000）

らの道路北部東側では市VIC区002SDが検出され、西に間口を有する短冊型地割の町屋(街区17)があることが推定できる。一方、同じ道路の南部西側では市VIII196SDなどの東西方向の溝があり、東に間口を有する短冊型地割の町屋(街区16)があることが推定できる。なお、東西方向に間口を有する短冊型地割は地籍図でも一部で認められている。さて、街区15などの間口の方向を大きく変更されなかった区域については、街区の規模、特に奥行きの規模を想定できる遺構が検出されておらず不明な点が多い。しかし、城下町期Ⅲ—1期とは規模や位置が異なっている地籍図に記録される地割が城下町期最末期=城下町期Ⅲ—2期の地割を反映していると推定すれば、間口の方向に変更がなかった区域についても地割の変更が行われた可能性は高いといえる。したがって、ここでは地籍図の地割の規模を参考にして街区の復元を試みておく。そうすると、県IV63R区で検出された2軒分の南北に細長い町屋は街区21の延長線上に属する町屋と評価しなおすことができる。

問題はこの城下町期Ⅲ—1期から城下町期Ⅲ—2期にかけて大規模な地割が変更された理由である。それぞれの時期については、辻は清須城下に大量の宅地配給を必要とした歴史的な状況を踏まえて、城下町期Ⅲ—1期は豊臣秀次が城主だった段階(1590～1595)、城下町期Ⅲ—2期は松平忠吉が城主だった段階(1600～1607)であると考察した(辻2013)。この町の拡大の契機については筆者は肯定も否定もできないが、当地点の地割を変更した理由は全く説明されていないものとする。そこで、地割の変更が北北東に伸びる道路を基準に実施されていることから、その南端にある御園神明社と北端に所在する字「福島」に注目したい。西尾市岩瀬文庫所蔵『清洲図』など近世の地誌や絵図類を用いて検討を進めると、問題の地割軸線となる道路の北端部は「福島杵」に相当している可能性が高い。例えば、『清洲図』では「福島杵」の西には「●三昧」記述が確認できるが、この「三昧」は地籍図にみえる「火葬地」「埋葬地」に相当しているのである。

このことから想像を逞しくすれば、この道路北端付近に蛇行する旧五条川から取水する水路

の樋門である「杵」が福島正則により新造されたことが想定でき、これに伴い「杵」から御園神明社に向かう道が増設されたと理解することが可能である。おそらく、福島は城主だった文禄4(1596)年から慶長5(1600)年までの間に御園神明社の北側の再開発を実施したのではないかと想定され、近世絵図などで御園神明社の北側に「福島杵」の他に「福島宅」や「大福島」などの地名が残されていることはその傍証となるであろう。

3. 字神明前地点

現在の御園神明社の南側では、昭和59年度から名古屋環状2号線建設に伴う発掘調査が実施され、城下町期Ⅲ期の遺構としては内堀と中堀および伝樹木屋敷を囲う南北方向の堀などが検出され(小澤1992)、城下町期Ⅲ期に城下町期Ⅱ期までの町屋や小規模武家屋敷を廃止して城郭中枢部に造り替えたと評価した(鈴木1995)。

その後、伝樹木屋敷の北側の字神明前地点では、まず平成23年に、内堀の北西側で宅地造成に伴う発掘調査が実施され、幅7.6m深さ0.92mの城下町期前期の堀市ⅢSD18と城下町期後期の水堀の一部市ⅢSD20が検出された(筧2012)。市ⅢSD20は南北方向の内堀の北西端に相当すると思われる。また平成25年に、病院と道路建設に伴う発掘調査が実施され、城下町期前期の旧流路市Ⅶ001NRと城下町期後期中堀の屈曲部市ⅦD-002SXが検出された(大塚2013b)。城下町期後期の小規模な遺構は多数発見されているが、地点の性格を特定するには至っていない。また、平成31年にも小規模な発掘調査が実施された(坂野ほか2019)。

字神明前地点の周辺での城下町期Ⅲ期の遺構群は城郭中枢部の北曲輪とその馬出し(鈴木2012)を圍繞する堀とそれに伴う造成の痕跡や若干の遺構が検出されるのみで、中規模以下の武家屋敷や町屋が展開したとは考えられない(図4)。

4. 田中町地区北部

田中町地区北部では大和製本地点（梅本 1987）、ふれあい広場地点（高橋 1989）、県道清洲新川線地点（蟹江 1996）、五条川河川改修地点の発掘調査が実施され、筆者は城下町期Ⅰ期の二重堀で囲まれた区画A（＝守護館）を想定した（鈴木 1995）。城下町期Ⅲ期については守護館の外堀のみが廃止されており、この内堀内を馬出しに転用されたと評価する考え方もある（千田 1989）。筆者は馬出しに限定しない空間利用も考慮したいが、それ以外の城下町期Ⅲ期の状況は不明とした（鈴木 1995）。

その後、平成 23 年度に清洲城広場の発掘調査が清須市教育委員会により行われ、城下町期前期の守護館北東隅部の外堀市Ⅳ 080SD が検出され、重要な成果が得られた。この調査は城下町期後期以降の第 1 面、守護館外堀の時期を第 2 面、古代中世の時期を第 3 面として実施され、第 2 面の遺構は外堀の上面を基準に 2 層に分けて検討されている。（西野 2012）。報告では城下町期Ⅲ期の遺構について特に言及は見られないが、東西溝として市Ⅳ 049SD、市Ⅳ 050SD、市Ⅳ 076SD、市Ⅳ 163SD が、南北溝として市Ⅳ 017SD、市Ⅳ 051SD、市Ⅳ 053SD、市Ⅳ 116SD、市Ⅳ 132SD がある。市Ⅳ 049SD と市Ⅳ 050SD が幅 2m 強の道路を形成しているとみられ、幅 1m 以上のやや大きな溝である市Ⅳ 163SD と市Ⅳ 132SD とともに街区をなすと想定すると、その内部を南北溝市Ⅳ 017SD など区切られた南北方向に長い町屋が並ぶ短冊型地割が復元できる。この想定の場合、市Ⅳ 080SD は城下町期Ⅲ



図4 字神明前地点調査区配置図（坂野 2019 から引用）

期に埋没した後に町屋が形成されたことになる。

この部分を地籍図でみると、旧守護館の北東側でやや広い方形区画が並ぶ形で地割が表現されているが、旧守護館の南側では南北方向に長い町屋が並ぶ短冊型地割が、東側では東西方向に長い町屋が並ぶ短冊型地割が確認されている。北東側も遺構が示すように南北方向に長い町屋が並ぶ短冊型地割が展開していたのであるならば、地籍図の地割としてみえる旧守護館の南側と東側にも短冊型地割の町屋が実在した蓋然性は高まったといえる（図 5）。

5. 田中町地区南部

田中町地区南部では平成初頭までに県道新川清洲線地点（鈴木 1990）と県道清洲新川線地点（鈴木 1994a）の発掘調査が実施されており、城下町期Ⅲ期については城下町期Ⅰ期の方形武家屋敷群（区画 0001～区画 0007）が小規模な溝により概ね 4 等分に細分化され、小規模な武家屋敷に変化したと評価した（鈴木 1995）。

平成 14 年には公共施設開発に伴う発掘調査が実施され、区画 0007 の遺構の一部が検出された（柴垣 2003）。これは堀県Ⅰ 136SD の内側を並行して設置された区画溝である可能性が高

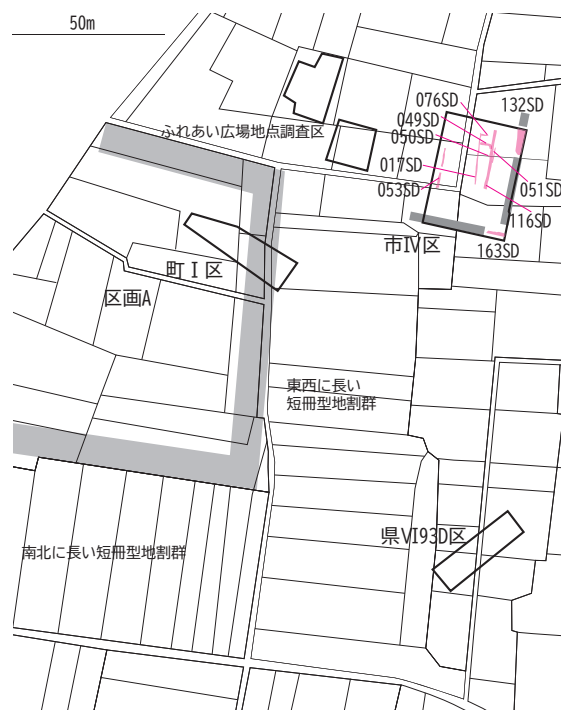


図5 田中町地区北部の地籍図と市Ⅳ区的主要遺構図（縮尺 1:2500）

い。平成 24 年には店舗開発に伴う発掘調査が実施され、区画 0004 の詳細が明らかになった（大塚 2013a）。城下町期Ⅲ期以降の遺構としては区画 0004 を細分する小溝が 4 条検出されたが、このうち市 V 022SD は宿場町期に属する遺構であり、区画 0004 を細分した時期は江戸時代以降と判明した。この小溝が新しいのではないかという柴垣哲夫の指摘を受けて筆者は過去の調査を再検討した結果、以前の遺構の時期の判断に誤りがあったと認め、田中町地区南部では城下町期Ⅲ期に小区画屋敷群に変更されたとする見解は撤回し、城下町期Ⅲ期においても区画 0001 ～区画 0007 は方形の大型区画のままであったと修正しておきたい。なお、区画 0004 では城下町期Ⅲ期で北部に 2 間×2 間の掘立柱建物跡が存在し少なからず瓦が出土している。報告では仏具や石塔がないため屋敷を想定している（大塚 2013a）が、筆者は祠堂などが建つ宗教施設を想定した方がよいのではないかと考えている（図 6）。

6. 字小塚地点

現在の清洲小学校周辺に相当する字小塚地点では、平成 19 年に清洲小学校プール建設に伴う発掘調査が実施され、城下町期Ⅱ期と城下町期Ⅲ期の遺構と遺物が確認された。城下町期Ⅱ期では幅 3m 以上の東西大溝 2 条と南北大溝 2 条が矩形に配される形で検出され、井戸 2 基が伴っている。一方、城下町期Ⅲ期では東西方向の小溝 1 条と井戸 1 基が検出された。桐山秀穂はこれらの遺構について性格が不明としている（桐山 2007）。この約 100m 北側では平成 20 年に体育館建設に伴う発掘調査が実施され、旧五条川流路が検出され、15 世紀から 18 世紀末までの遺物が多く出土した（町田 2009）。さらにこの約 100m 西側では令和 2 年には児童館建設に伴い発掘調査が実施されたが、調査区が狭小で有益な成果は得られていない（大杉 2021）。令和 3 年にはプール地点の東で発掘調査が行われ、城下町期Ⅰ～Ⅱ期と城下町期Ⅲ期の遺構と遺物が確認された。城下町期Ⅰ～Ⅱ期では幅

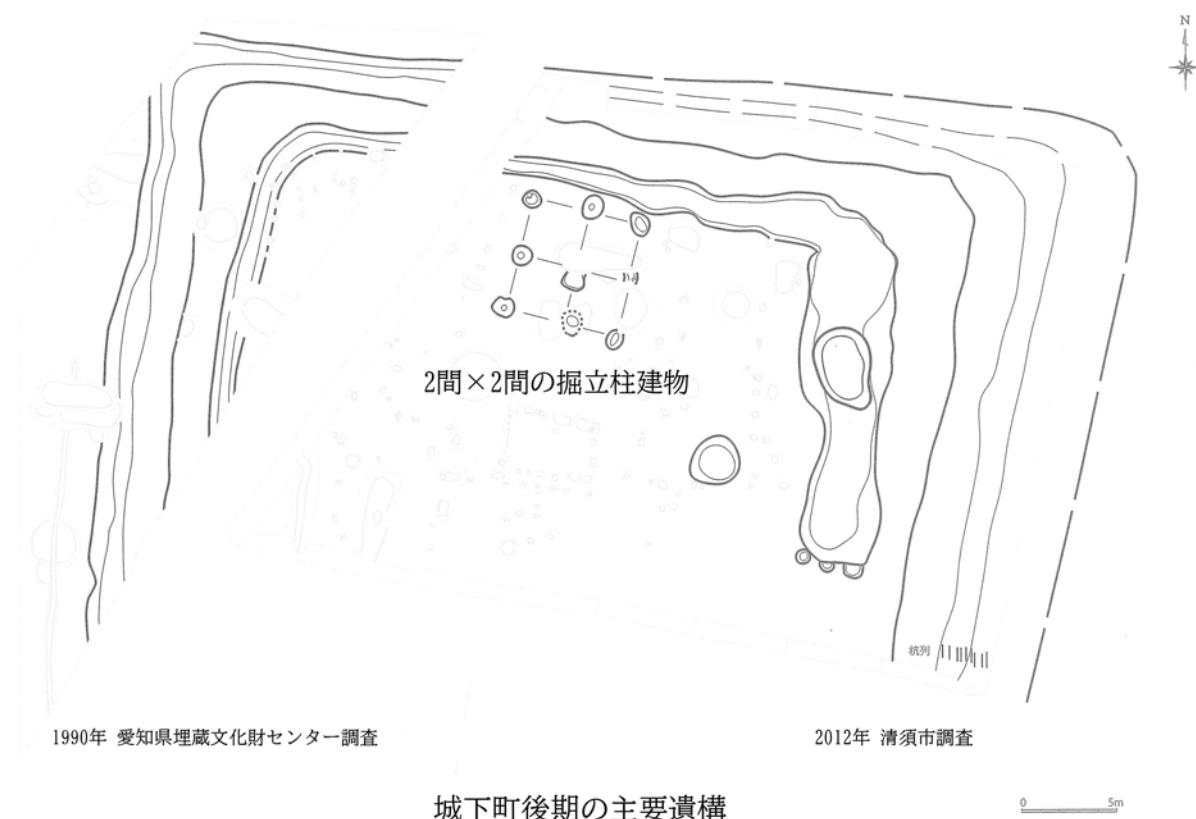


図 6 田中町地区南部市 V 区の城下町期Ⅲ期の主要遺構図（大塚 2013a から引用）

6m以上の東西大溝市XⅢ 084SDと並行する東西溝2条、南北溝市XⅢ 087SDが検出された。一方、城下町期Ⅲ期では大溝が廃絶され東西方向の小溝1条と井戸2基が検出された（大塚2021）。さらに続けてプール地点の西でも発掘調査が行われ、城下町期Ⅰ期の溝群と城下町期Ⅲ期の溝市XⅣ 001SDと炭化物を多量に含む土坑群などが検出された。

大杉規之はプール周辺の3地点の発掘調査成果について3期に区分し整理した（大杉2022）。城下町期Ⅰ期では、溝の規模にばらつきがあって問題を含むが、大型の方形区画が存在した可能性を指摘した。城下町期Ⅱ期では東西大溝市XⅢ 084SD・市Ⅰ 04SDを中心に並行する東西溝と直交する南北溝が展開すると整理した。大杉は城下町期Ⅱ期の大溝を防御施設のような一時的に開削されたものであった可能性を指摘したが、筆者は大型の方形区画が再編された可能性が高いと考えたい。一方、大杉は城下町期Ⅲ期では小～中規模の土坑が顕著に増え地割が複雑化したことを指摘して敷地のやや広い区画が並び近隣で鍛冶関連の操業もなされて

いたと想定した（図7）。

さて、発掘調査地点は、地籍図ではやや広い方形区画または長方形区画が分布する形で描かれている（図8）。地籍図中の地割線と城下町期Ⅲ期の区画溝の配置はほぼ一致しているようにみえることから、敷地のやや広い区画が並ぶとした大杉の見解は正鵠を射ているかもしれない。ただし、区画溝の規模は小規模であり鍛冶関連遺物も多く出土している状況から、有力家臣団の居住域と推定することは難しい。中下級武家屋敷が存在した可能性が高いと思われる。

7. 新清洲駅前地点

後期清須城下町の南西部に当たる新清洲駅前地点では、まず平成10年度に県道西市場助七線の建設に伴う発掘調査が実施され、従来の城下町期よりも遡る大溝県IX SD101が検出され、守護所移転以前の大形区画の存在が明らかになった。城下町期Ⅲ期については旧五条川県IX NR01とこれに並行する大溝県IX SD031および県IX SD101埋没後に設置された小溝群などの遺

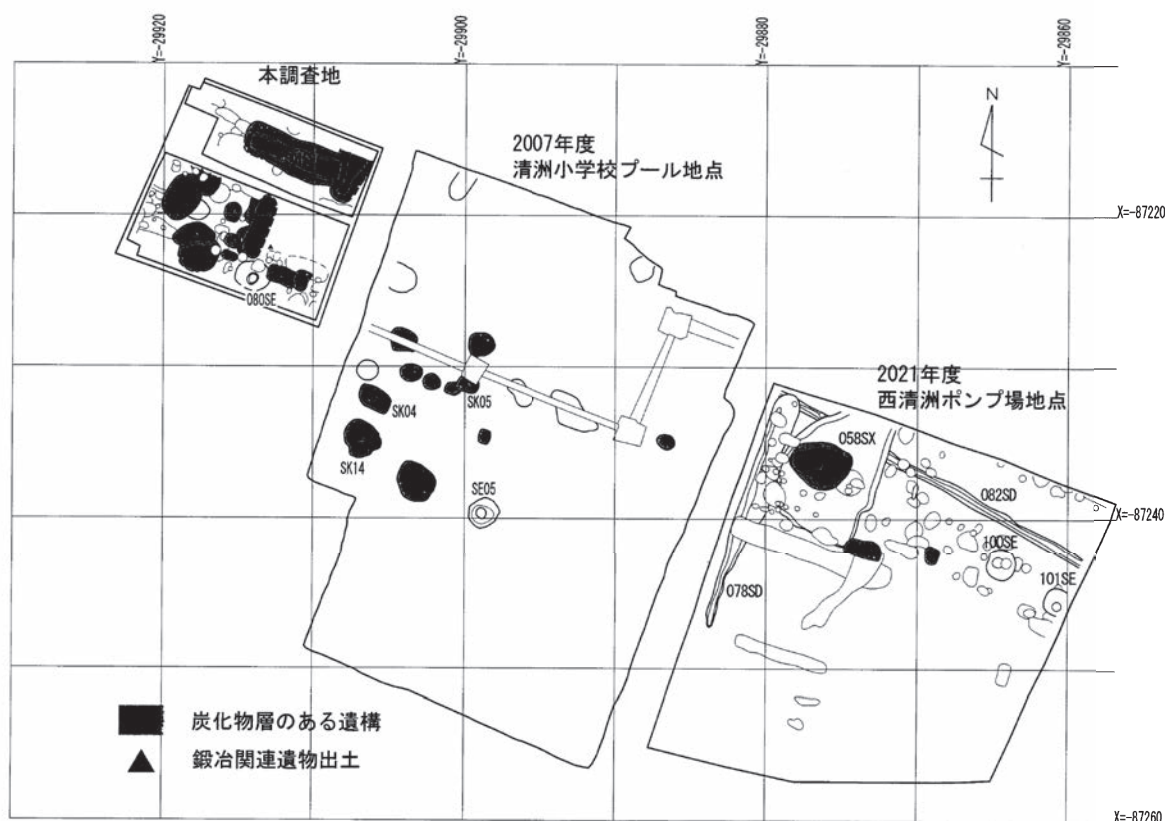


図7 宇小塚地点南部の城下町期Ⅲ期の主要遺構図（大杉2022から引用）

構が検出された。早野浩二は豊富で多様な出土遺物から「近世的世界の端緒」と表現しており、当地点が城下町期Ⅲ期から城下町として機能したことを暗喩したが、具体的な性格については触れていない（早野 2005）。

その後、土地区画整理事業に伴い平成 30 年から令和 5 年にかけて 6 次にわたる発掘調査が実施され、多くの城下町期の遺構と遺物が確認されており、その成果は 2 冊の報告書にまとめられている。大塚正樹は、調査域北半部の調査成果を報告し、遺構をⅠ期（14～15 世紀）、Ⅱ期（16 世紀後葉～16 世紀末）、Ⅲ期（17 世紀初頭前後）、Ⅳ期（17 世紀初頭～1613 年前後）、Ⅴ期（1613 年以降）の 5 期に分けて整理した。ここで問題となるのはⅡ期～Ⅳ期であり、Ⅱ期では幅 4m 弱の溝 1 条（市 X V 2A 区 71SD と市 X V 5A 区 25SD）などが、Ⅲ期では幅 4m 弱の溝 2 条（市 X V 5C 区 13SD と市 X V 5B 区 30SD）と幅 2m 強の溝 1 条（市 X V 2A 区 38SD と市 X V 5A 区 37SD）などが、Ⅳ期では幅 3m 前後の溝 1 条（市 X V 3A 区 07SD と同 08SD と市 X V 3C 区 15SD と市 X V 5A 区 10SD）などがある。大塚は区画規模などについてⅡ期とⅢ期では言及していないが、Ⅳ期では大規模な方格地割を想定している（大塚 2022）。

一方、高橋宏樹は、調査域南半部の調査成果を報告し、遺構を城下町期後期と宿場町期に大別して遺構を検討した。城下町期後期の遺構は、中区画溝（市 X VII 3E 区 005SD と市 X VII 3G 区 051SD）を中心に道路側溝（市 X VII 3F 区 159SD と市 X VII 3F 区 220SD）や小区画溝（市 X VII 3E 区 004SD など）、掘立柱建物跡や井戸があり、高橋は全体の区画溝が約 10～15m 間隔に位置し、区画内に掘立柱建物・井戸などが配置されることから短冊型地割の町屋が想定されとした（高橋 2024）。

さて、発掘調査地点は、地籍図ではやや広い長方形区画や方形区画が複雑に組み合う形で表現されている。地籍図にみられる五条川から引き込む水路は城下町期Ⅲ期の県 IX SD031 に対応することから、瀬替えされた新しい五条川に関連するとはいえこの地割自体は古くまで遡る可能性が高いだろ

う。そして字小塚地点と同様に地籍図中の地割線と城下町期Ⅲ期の区画溝の配置はほぼ一致しているようにみえる。発掘調査結果を加味すると、幅が約 12m 前後の長方形区画や幅 3m 前後の区画溝で囲まれた一辺が 50m 前後の方形区画などが入り組む区画割がなされた可能性が高い。遺構の規模などから武家屋敷または寺院と町屋が混在したと思われる（図 8）。

8. 字京町地点

字京町地点では県道助七西市場線建設に伴う発掘調査が実施され、古代から江戸時代までの遺構を 10 段階に区分した。城下町期Ⅰ期に一部が方形武家屋敷であったのが、少なくとも城下町期Ⅱ期に金属加工に関わる職人が在したと考えられ、城下町期Ⅲ期には明瞭に南北方向に長い町屋が並ぶ短冊型地割の町屋が展開したと評価した（鈴木 2013）。区画溝や井戸の配置から間口が約 5～6m の南北に細長い短冊型地割の町屋が想定され、出土遺物から金属加工に携わる職人が居住した町屋と推定した（鈴

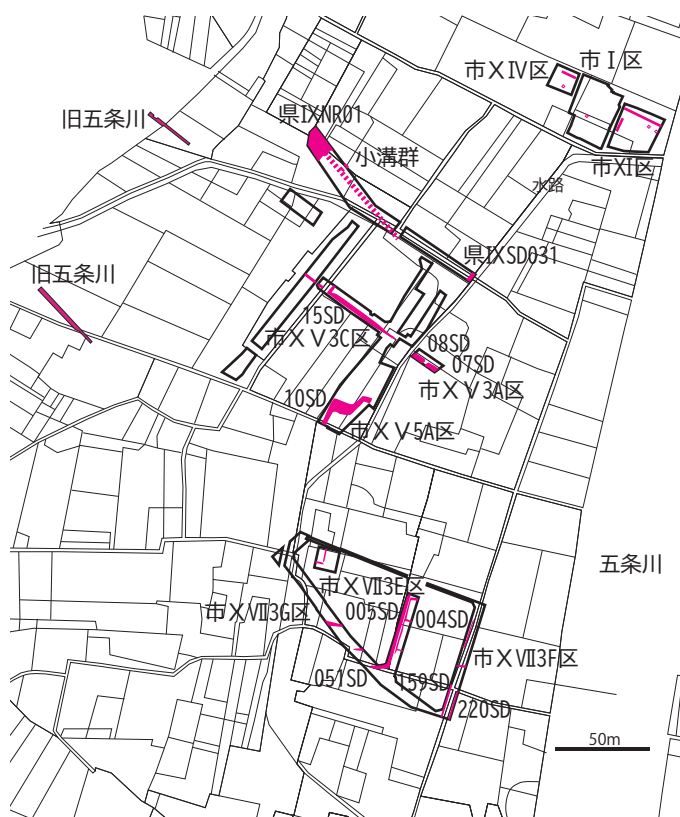


図 8 新清州駅前地点主要遺構図（縮尺 1:4000）

木 2014) (図 9)。その後、令和 3 年に店舗開発に伴う発掘調査が実施されたが、調査区が狭小であるため有益な成果は得られていない (持田 2021)。

この部分を地籍図でみると、江戸時代の美濃街道に伴う町屋の地割の東側で、東西方向に長い長方形街区が並び、その中をやや広い方形区画などが配置される地割が示されている。発掘調査で確認された短冊型地割自体は地籍図で見出せないものの、東西方向に長い街区が確認されることに注意したい。明治時代には地割が残されていないものの、遺構が示すようにこの区域が南北方向に長い町屋が並ぶ短冊型地割が展開していたのであるならば、この区域の他の東西方向に長い長方形街区にも、同様の短冊型地割の町屋が存在した蓋然性は高まったといえる。

9. 南部地区北部

現在の長者橋から名鉄名古屋本線までの五条川に接する部分では五条川河川改修関連の発掘調査が主に県埋蔵文化財センターにより行われ

ている。ここではその中で南半側の状況について詳しく検討する。

まず、昭和 61 年度から平成 3 年度までに発掘調査された 61C 区、61D 区、63 S 区、89D 区、91B 区については、筆者が遺構変遷を城下町期Ⅲ—1 期と城下町期Ⅲ—2 期に分けて整理し (鈴木 1994)、城下町内での評価を考察した (鈴木 1995)。この考察では城下町期Ⅲ—1 期では遺構は存在するが区画施設は確認できず、区画割を推定できていない。溝状の遺構は県 IV SD7015 など自然の落ち込みを整地した堆積を確認できる程度である。一方、城下町期Ⅲ—2 期では県 IV SD7023 と県 IV SD7025 で囲まれた大型の区画が確認できる。その中で旧堤防直下の遺構残存状況が良好な 91B 区南半部では、井戸や柱穴などの遺構が検出されており、その区画内に井戸が南北に並ぶ状況が確認された。この状況から県 IV SD7023 を背割り線とする間口 12m 前後で奥行き 30m 以上の短冊型地割と推定した。

次いで平成 13 年度と平成 29 年度と平成 30 年度には南側の 01 区と 17A・B 区と 18A～F 区の発掘調査が行われ、城下町期Ⅱ期から城下町

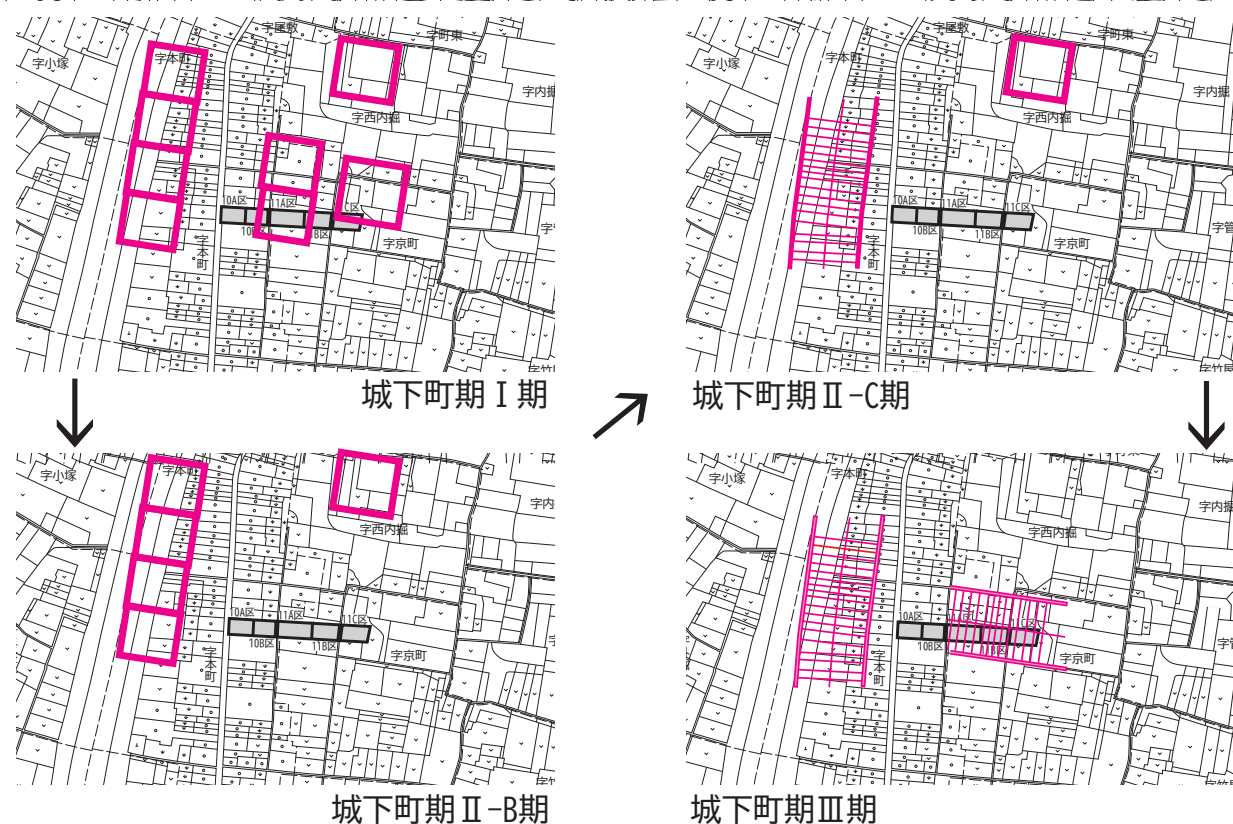


図 9 字京町地点主要遺構変遷図 (鈴木 2014 を改変)

期Ⅲ期の遺構と遺物が確認された。蔭山誠一はこの報告に伴い上述したこの地点の遺構群の変遷を再整理した（蔭山 2021）。

蔭山は城下町期Ⅱ—1 期、城下町期Ⅱ—2 期から城下町期Ⅲ—1 期、城下町期Ⅲ—1 期、城下町期Ⅲ—2 期の 4 期に大別し、さらに城下町期Ⅱ—2 期から城下町期Ⅲ—1 期を 3 小期、城下町期Ⅲ—1 期を 4 小期に細分し、全部で 9 段階の遺構変遷を分析した。内容が豊富であるため詳細を省くが、大小様々な区画が営まれ目まぐるしく遺構が変遷したと推定した。

この蔭山の分析には大きな問題点が 3 つあると筆者は考えている。第 1 は区画溝の規模から区画の性格を想定する方法についてである。筆者はこれまで溝幅と深さによる区画溝の類型と区画の規模によるタイプの組み合わせで屋敷の性格を推定してきた。蔭山はこの筆者の手法を援用する形で論を進めているが、実際には区画溝については深さの要素を捨象しており、そこから導かれる結論には筆者には承服し難いものが含まれている。例えば 17A・B 区の遺構変遷を検討する中で「033SD・039SD・042SD は、溝の北西側を区画しており、深さは浅いが幅は溝Ⅲ類～溝Ⅳ類の規模を持つことから、上級クラスの武家屋敷や寺院・神社などの区画が想定される」としているが、県 X 17 区 033SD などは 1m 以下の深さであり筆者のいう溝Ⅱ類または溝Ⅳ類に該当しており、これをもって上級クラスの武家屋敷とは筆者は想定しない。実際の遺構断面図を見ても、いわゆる堀をもつ上級クラスの武家屋敷の区画施設とはいいいがたい。

第 2 は溝状遺構の大部分を区画溝に比定している点である。南部地区は基盤層が脆弱な砂で構成される地点が多く、大型の浅い遺構にシルトなどを含む土砂を充填し整地したと思われる部分が多数存在する。県 IV SD7015 などの溝Ⅱ類に属するものの多くはこれに該当すると筆者は考えており、溝の規模の割に近接していることや形状が不定形であることが多い。蔭山が検出した区画溝とする遺構の多くは筆者も溝でよいと考えるが、一部にそうでないもの（例えば県 X 18 区 017SD や県 X 18 区 088SD など）も含まれているように思われる。これは遺構の認定方法の根幹に関わる問題を含んでおり議論を尽

くす必要があると考えるが、堆積状況の相違を細かく別個の遺構と認識し過ぎているのではないかと筆者は疑っている。

第 3 は短い期間の中で頻繁な遺構変遷を想定する姿勢である。蔭山は城下町期Ⅱ—2 期から城下町期Ⅲ—2 期（おそらく 1555 年から 1613 年までの 58 年間）に 8 回の地割の変更を想定している。特に城下町期Ⅲ—1 期（1586 年から 1610 年までの 24 年間）には 4 回以上（おそらくは 5～6 回程度か）の遺構変遷を指摘している。屋敷割りの変更は地割の両側に在する二軒の居住者に対し屋敷の移動を求める行為であり、二者に与える影響は大きい。また、道路（通路）の変更ともなると道路に面する全ての屋敷割りの変更を求めることとなり、その実施は容易ではないと思われる。問題の期間に城主は 4 回変わっているのだから 4 回以上の地割替えは想定できなくはないとはいえ、本当に実施されたのかは筆者にはにわかに信じ難いのである。

そこで筆者は改めて 17A・B 区と 18A～F 区の遺構変遷を整理し直す。城下町期Ⅱ—1 期については問題を感じないので、特に城下町期Ⅱ—2 期から城下町期Ⅲ—2 期を考察する。まず、17A・B 区では区画溝として県 X 17 区 033SD、同 039SD、同 042SD があるが、これらがどのように区画溝として展開するかは現在ある情報ではなかなか特定しづらい。

次に 18A～F 区については、城下町期Ⅱ—2 期では県 X 18 区 003SD、同 005SD、同 036SD、同 054SD、同 056SD、同 067SD などがあり、東西方向の溝は約 20m 間隔に並ぶ方格地割の遺構配置があったと想定する。区画溝は県 X 18 区 003SD と県 X 18 区 036SD などのように 5m 程度南北に移動する形で掘り直しが確認されるが、大きく地割は変更されていないと判断できる。次の城下町期Ⅲ—1 期では県 X 18 区 002SD、同 032SD、同 034SD、同 053SD、同 064SD と県 X 01 区 001SD、同 032SD、同 003SD などが該当する。南側に県 X 18 区 034SD と県 X 01 区 001SD などで区画される大型方形区画があり、北側に南北溝県 X 18 区 002SD を中心に東西方向の溝は約 12～18m 間隔に並ぶ方格地割の遺構配置があったと想定する。南側の大型方形区画は寺院跡と想定されているが、ここではこの想定に

賛同する。南北溝は県X 18区 002SD から2m 前後の範囲で東西に移動しながら繰り返し設定し直されたと見られる。最後の城下町期Ⅲ—2期では県X 18区 001SD、同 060SD、同 071SD、同 077SD、同 078SD と井戸などが該当する。井戸が南北方向に7m から15mの間隔で並ぶことから、東西に細長い短冊型地割の遺構配置があったと想定する。南側にある前代の大型方形区画はこの段階も継続した可能性は考えられよう。

この結果、南部地区北部では城下町期Ⅱ—1期までは北端部で武家屋敷、中央部で自然流路が展開し、城下町期Ⅱ—2期から本格的な開発が着手され、12～20m 間隔に並ぶ地割が確認された。これが方格地割となるか否か特定できないが、これまでの筆者の規模による区画の分類には合致しない。おそらく中下級武家屋敷が想定されよう。その後、城下町期Ⅲ—2期に東西に細長い短冊型地割の遺構配置があったと想定するが、大型の南北溝県IV SD7023などの位置付けについては問題が残っている（図10）。

発掘調査地点は、地籍図では江戸時代的美濃街道と五条川の瀬替えによって大きく変更されており、織豊期の地割は残存していないと思われる。近世の地誌や絵図類には「材木町」、「神明」、「長者町」、「船入通」などがみられるが、城下町期Ⅱ—1期から城下町期Ⅱ—2期への地割変更の面期を意味付ける材料は見出せていない。

10. 南部地区南部

現在の名鉄名古屋本線の南側の五条川に接する部分では五条川河川改修関連の発掘調査が主に県埋蔵文化財センターにより行われている。

昭和62年度から平成3年度までに発掘調査された63D区、62D区、91C区、62B区、90F区については筆者が遺構変遷を城下町期Ⅲ—1期と城下町期Ⅲ—2期に分けて整理し（鈴木1994）、城下町内での評価を考察した（鈴木1995）。そこでは北側で城下町期Ⅲ—1期の区画8001～区画8003および城下町期Ⅲ—2期の区画8007～区画8010は短冊型地割またはそれと類似する空間と評価したが、間口が約12mと広い点が他の町屋想定域とは状況が異なっている。一方、南側では城下町期Ⅲ—2期の道路県IV SF8001を認め西側に方形区画8012を設定し字名である「櫓」に関連する施設を想定した。

平成7年度には西側の95A区と95B区の発掘調査が行われ、道路県IV SF8001の北側が延長していることが判明し、その西側で県Ⅷ95B区SD102などの東西溝が数条検出され区画8014、区画8005、区画8015を設定した。これにより道路県IV SF8001西側で方形区画8012よりも北側は間口が15m～20mの東西に長い長方形区画が並ぶ町屋を想定した（鈴木2002）。

平成27年には95B区の南側が清須市教育

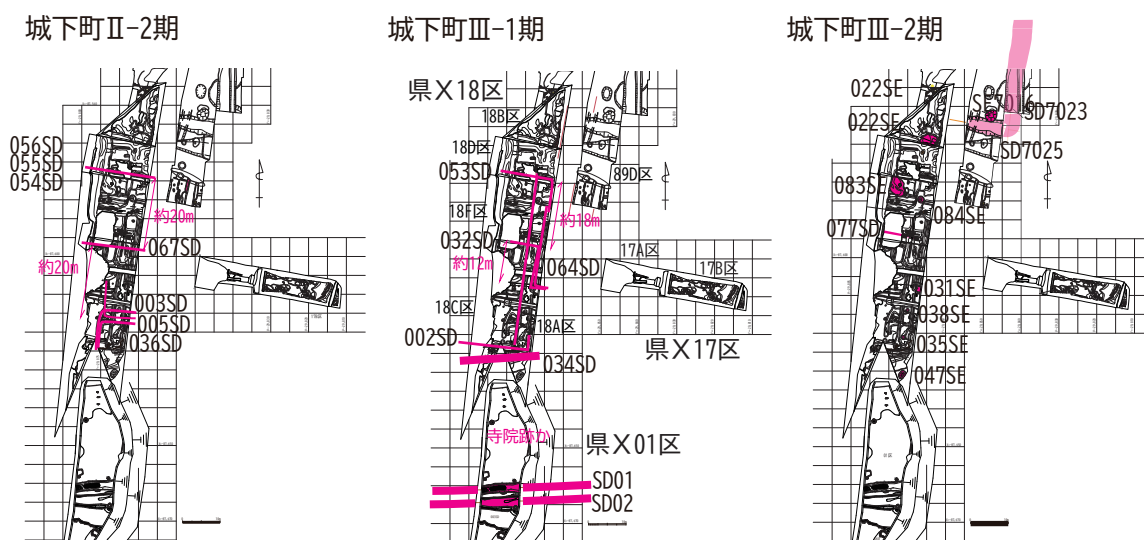


図10 南部地区北部主要遺構変遷図（縮尺1:2000）

委員会により発掘調査が実施され、方形区画 8012 より南側で平行する溝群(市IX 133SD など)と直交する方位の溝市IX 132SD が検出された。田邊一元は方形区画 8012 南東隅から南辺中央にかけて道路県IV SF8001 が矩形に折れて南に伸び、その西側で間口約 5m の短冊型地割を認め町屋の存在を想定した(田邊 2017)。

遡って平成 12 年には 95A 区の北側を 00A 区として発掘調査が実施され、超大型長方形土坑県IV SX8001 が検出された。蔭山はこの報告に伴い上述したこの地点の遺構群の変遷を再整理した(蔭山 2021)。

蔭山は時期差があまりないこれらの遺構群を、62D 区と 91C 区においては県IV SX8003 の A 段階、県IV SD8009 や県IV SD8013 の B 段階、県IV SD8005 の C 段階、県IV SD8006 の D 段階に細分した。その上で、県IV SD8025 県VIII SD102 と県VIII SD107 を古い段階、県IV SD8024 と県IV SD8028 と県IV SD8030 を新しい段階に位置付けるなど多くの検討を行っている。ただ、「井戸が存在する段階は(中略)東西溝 62D 区 SD8009・91C 区 SD8013 には伴わない」とする部分については否定する根拠が不明であり、このままでは肯首できない。またその後続く考察も難解で正確に趣旨を把握するのが難しいが、「この地区は純粋な町屋域ではなく、中・下級の武家屋敷があって、さらに町屋域への変遷」を想定している。しかし、具体的にどの遺構群を中・下級の武家屋敷にしているのか、あるいはどの遺構群を町屋域としているのか明示されておらず、不明瞭なままである。また、筆者がこれまでに実践してきた区画溝の類型と区画のタイプの組み合わせで屋敷の性格を定義し、区画施設が不明瞭な場合がある町屋について井戸の配列を認定の参考にする方法についても、「認識の問題があるように思われる」などの表現で問題があることが指摘されているが、具体的にどこが問題であるかを示されていない。筆者の手法に問題が全くないとは思わないが、少なくとも新たな中下級の武家屋敷や町屋域の遺構配置モデルや方法論などを提示してもらわないと、これ以上有益な議論が先に進まないと考ええる。

ただ実際のところ、筆者は以前から南部地区

南部を町屋推定地にする説には、清須城下町内の他の地区に比べて間口が倍近く広いという問題があると認識していた。そこで蔭山の所論を参考にして南部地区南部の再検討を行う。

南部地区南部での区画溝の特徴は方位が N 10° E と N 15° W の 2 種が存在することである。遺構の前後関係を整理すると、概ね N 10° E は城下町期Ⅲ—1 期、N 15° W は城下町期Ⅲ—2 期と整理できる。ただし、62D 区と 91C 区では N 10° E を基準とする東西溝はその配置から 2 段階の遺構変遷があることがうかがわれ、その時期比定は難しい。筆者はかつて 62D 区と 91C 区では東西に長い長方形区画が並ぶ町屋を想定したが、同じ方位の南北溝県VIII 95A 区 SD02 などの存在を軽視しているという問題があった。改めて県VIII 95A 区 SD02 など加味して全体を、みると南北約 12m 東西約 25m の細長くない長方形区画を読み取ることができる。そしてこの区画は、大規模ではないことから中下級の武家屋敷もしくは町屋であると推定しておきたい(図 11)。また、この長方形区画は県IV SD8027 を南限として展開すると考えており、その南で N 10° E を基準とする小溝が存在したとしても建物や井戸などの遺構が伴わないため屋敷は展開しないと考える。

以上の結果をまとめると、城下町期Ⅲ—1 期は N 10° E を基準に南北約 12m 東西約 25m の細長くない長方形区画が 2 ～ 3 区画展開していた。城下町期Ⅲ—2 期になると、長方形区画は若干位置をずらし設置し直され西側に新たに N 15° W の南北道路県IV S F8001 が設けられ、それに沿って北側はやや規模の大きい方形区画と小規模な方形区画が 2 つ、南側は短冊型地割の町屋が並ぶ形に復元できる。県IV SF8001 が大型方形区画の南東で矩形に曲がるか否かは現状では特定し難い。

さて、発掘調査地点は、地籍図では五条川の瀬替えによって大きく変更されている可能性が高いと思われたが、地籍図中に N 15° W の南北道路を見出すことができ、案外と織豊期の地割は残存している(図 12)。一方、近世の地誌や絵図類あるいは地籍図の字名には「櫓」、「大道寺」、「船入通」などがみられる。大型方形区画は櫓などの軍事施設の他に、城下町外縁部設

置された武家屋敷が存在した可能性を考えた方がよいかもしれない。

11. まとめ

以上、地点ごとに発掘調査成果から発見された遺構を整理し城下町期後期（城下町期Ⅲ期）の地点の性格を考察してきた。これまでの検討で漏れた調査区としては、清須城本丸と北曲輪に関わる地点（野口 1990、柴垣 2002、鈴木 1997、蔭山誠一 2021 など）や旧清洲町役場付近の中堀地点（大塚正樹 2023）および未報告の調査区などがあるが、ここでは冗長となるため割愛している。

さて、これらの検討の結果、約 30 年前に設定した区画の分類は問題が多いことが明らかに

なった。特に短冊型地割などの小規模な区画については詳細な検討が必要と考える。少なくとも細長い長方形屋敷の間口の単位が、字京町地点の約 5 ～ 6m と南部地区南部の約 12m では全く異なっており、奥行きのある方も異なる可能性が指摘された。

また、歪みを補正した地籍図に事例が増加した発掘調査成果を合わせていくと、案外地籍図の地割線が有意なものも多く存在することも明らかになってきた。遺構との対応関係がある程度確認できた地割については地籍図のデータも積極的に活用する姿勢があってもよいのではないかと考えられる。そうすると清須城下町内にある区画のバリエーションがより鮮明にみえてくる可能性を秘めている。



図 11 南部地区南部北半主要遺構図（縮尺 1:750）

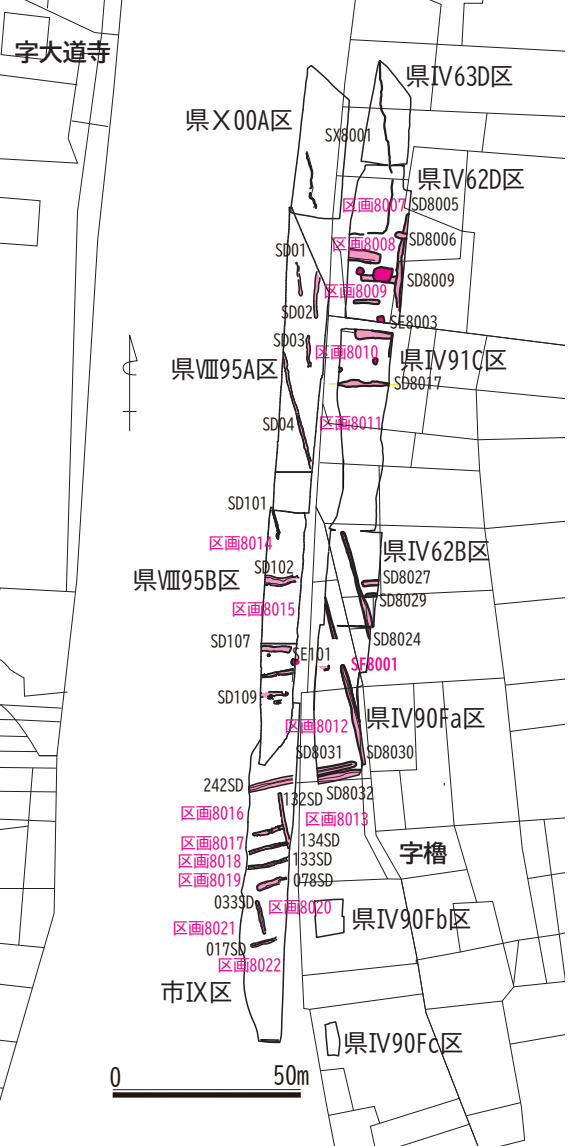


図 12 南部地区南部の主要遺構図（縮尺 1:2500）

本稿は発掘調査成果の再評価が主眼となっており、終始資料批判にとどまってしまった感があるが、今後は区画の多様性を把握し豊かな清洲城下町の構造を解明する方向で検討を進めていきたい。

【註】

1 清洲城下町遺跡の発掘調査は清洲町教育委員会（2007年以前）と清須市教育委員会（2007年以後）および愛知県埋蔵文化財センターが実施してきた。調査区の名称や遺構番号は、調査組織ごとのルールに基づき命名されるため、遺跡全体で統一された形式では付与されていない。本稿では調査区や遺構番号は冒頭に報告書の略号を付けて区別することとした。報告書の略号については、清洲町教育委員会刊行報告書は「町Ⅰ」～「町Ⅳ」、清須市教育委員会刊行報告書は「市Ⅰ」～「市ⅩⅦ」、愛知県埋蔵文化財センター刊行報告書は「県Ⅰ」～「県ⅩⅠ」と略した。遺構番号などについては、例えば清須市教育委員会発行の『清洲城下町遺跡ⅩⅦ』に掲載された3—E区という調査区の溝004SDは「市ⅩⅦ3E区004SD」と表記することとした。

2 地籍図は、愛知県公文書館が所蔵する明治17年作成『地籍字分全図』のうち一場村、朝日村、西市場村、廻間村、清洲村、寺野村、須ヶ口村を利用した。これまで主に『清洲城下町遺跡Ⅳ』（鈴木1994）に付載された図面を用いてきたが、この図は誤記や歪みなどがあり問題が少なくなかった。今回は、一場村と清洲村の地籍図については、大杉規之氏が補正したデータを活用している。記して感謝申し上げる。

【引用・参考文献（発掘調査報告書）】

梅本博志ほか1987『清洲城下町遺跡Ⅰ－田中町地区発掘調査報告－』清洲町埋蔵文化財調査報告Ⅰ 清洲町教育委員会

野口哲也ほか1990『清洲城下町遺跡Ⅱ－（仮称）清洲ふるさとのやかた建設に伴う事前調査の概要－』清洲町埋蔵文化財調査報告Ⅱ 清洲町教育委員会

柴垣哲彦ほか2002『清洲城下町遺跡Ⅲ－（仮称）総合福祉センター建設に伴う発掘調査報告－』清洲町埋蔵文化財調査報告Ⅲ 清洲町教育委員会

柴垣哲彦ほか2003『清洲城下町遺跡Ⅳ－（仮称）清洲町児童センター建設に伴う発掘調査報告－』清洲町埋蔵文化財調査報告Ⅳ 清洲町教育委員会

桐山秀穂ほか2007『清洲城下町遺跡Ⅰ－清洲小学校プール建設に係る発掘調査報告－』清須市埋蔵文化財調査報

告Ⅰ 清須市教育委員会

町田義哉ほか2009『清洲城下町遺跡Ⅱ－清洲小学校体育館建設に係る発掘調査報告－』清須市埋蔵文化財調査報告Ⅱ 清須市教育委員会

寛和也ほか2012『清洲城下町遺跡Ⅲ－清須市一場地内道路敷設に伴う発掘調査報告－』清須市埋蔵文化財調査報告Ⅲ 清須市教育委員会・イデアコンサルタント株式会社・株式会社島田組

西野順二ほか2012『清洲城下町遺跡Ⅳ－清洲城広場雨水貯留施設設置に伴う発掘調査報告－』清須市埋蔵文化財調査報告Ⅳ 清須市建設部・清須市教育委員会

大塚正樹ほか2013a『清洲城下町遺跡Ⅴ－清洲内堀地区店舗開発に伴う発掘調査報告書－』清須市埋蔵文化財調査報告Ⅴ 清須市教育委員会・国際文化財株式会社

辻広志ほか2013『清洲城下町遺跡Ⅵ－新給食センター建設及び清洲中学校代替体育施設整備に伴う発掘調査報告書－』清須市埋蔵文化財調査報告Ⅵ 清須市教育委員会

大塚正樹ほか2013b『清洲城下町遺跡Ⅶ－一場神明前地区病院・道路建設に伴う発掘調査報告書－』清須市埋蔵文化財調査報告Ⅶ 清須市教育委員会・学校法人佑愛学園・国際文化財株式会社

寛和也ほか2015『清洲城下町遺跡Ⅷ－一場御園地区宅地造成に伴う発掘調査報告書－』清須市埋蔵文化財調査報告Ⅷ 清須市教育委員会・イデアコンサルタント株式会社・株式会社島田組

田邊一元ほか2017『清洲城下町遺跡Ⅸ－総合治水対策特定河川事業に伴う発掘調査報告書－』清須市埋蔵文化財調査報告Ⅸ 愛知県尾張建設事務所・清須市教育委員会・株式会社イビソク

坂野俊哉ほか2019『清洲城下町遺跡Ⅹ－（仮称）愛知医療学院短期大学附属ゆうあいこども園新築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－』清須市埋蔵文化財調査報告Ⅹ 学校法人佑愛学園・清須市教育委員会・国際文化財株式会社

大杉規之ほか2021『清洲城下町遺跡Ⅺ－仮設清洲児童館建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告－』清須市埋蔵文化財調査報告ⅩⅤ 清須市健康福祉部・清須市教育委員会・国際文化財株式会社

大塚正樹ほか2021『清洲城下町遺跡Ⅻ－西清洲ポンプ場建設に係る埋蔵文化財発掘調査報告書－』清須市埋蔵文化財調査報告ⅩⅥ 清須市下水道事業・清須市教育委員会・国際文化財株式会社

持田透ほか2021『清洲城下町遺跡ⅩⅢ－（仮称）ウエルシア薬局清須市清洲店新築工事に係る埋蔵文化財発掘調査

報告書-』清須市埋蔵文化財調査報告XVII 大和情報サービス株式会社・清須市教育委員会・国際文化財株式会社

大杉規之ほか 2022『清洲城下町遺跡XIV-(仮称)新・清洲児童センター建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書-』清須市埋蔵文化財調査報告XVII 清須市健康福祉部・清須市教育委員会・国際文化財株式会社

大塚正樹ほか 2022『清洲城下町遺跡XV-新清洲駅北土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書-第1次~第4次調査(平成30年3月~令和3年5月)』清須市埋蔵文化財調査報告XVIII 清須市建設部・清須市教育委員会・国際文化財株式会社

大塚正樹ほか 2023『清洲城下町遺跡XVI-(仮称)五条川防災センター建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書-』清須市埋蔵文化財調査報告XIX 清須市危機管理部・清須市教育委員会・国際文化財株式会社

高橋宏樹ほか 2024『清洲城下町遺跡XVII-新清洲駅北土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書-第3次・第5次~第6次調査(令和2年7月・令和3年12月~令和5年9月)』清須市埋蔵文化財調査報告XX 清須市建設部・清須市教育委員会・国際文化財株式会社

鈴木正貴ほか 1990『清洲城下町遺跡I』愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第17集 財団法人愛知県埋蔵文化財センター

小澤一弘ほか 1992『清洲城下町遺跡II』愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第27集 財団法人愛知県埋蔵文化財センター

小澤一弘ほか 1992『朝日西遺跡』愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第28集 財団法人愛知県埋蔵文化財センター

鈴木正貴ほか 1994『清洲城下町遺跡III・外町遺跡』愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第50集 財団法人愛知県埋蔵文化財センター

鈴木正貴ほか 1994『清洲城下町遺跡IV』愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第53集 財団法人愛知県埋蔵文化財センター

鈴木正貴ほか 1995『清洲城下町遺跡V』愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第54集 財団法人愛知県埋蔵文化財センター

蟹江吉弘ほか 1996『清洲城下町遺跡VI』愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第65集 財団法人愛知県埋蔵文化財センター

鈴木正貴ほか 1997『清洲城下町遺跡VII』愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第70集 財団法人愛知県埋蔵文化財センター

鈴木正貴ほか 2002『清洲城下町遺跡VIII』愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第99集 財団法人愛知県教育サービスセンター 愛知県埋蔵文化財センター

早野浩二ほか 2005『清洲城下町遺跡IX』愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第131集 財団法人愛知県教育サービスセンター 愛知県埋蔵文化財センター

蔭山誠一ほか 2021『清洲城下町遺跡X・朝日遺跡X』愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第148集 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団 愛知県埋蔵文化財センター

鈴木正貴ほか 2013『清洲城下町遺跡XI』愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第183集 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団 愛知県埋蔵文化財センター

高橋信明 1989「清洲城下町遺跡」『愛知県埋蔵文化財情報4. 昭和62年度』愛知県教育委員会・財団法人愛知県埋蔵文化財センター

【引用・参考文献(論文など)】

遠藤才文・川井啓介・鈴木正貴 1992「尾張国城絵図考」『愛知県中世城館分布調査報告書(I) 尾張地区』愛知県教育委員会

鈴木正貴 2012「後期清須城本丸考-白杵市立白杵図書館所蔵絵図を中心に-」『研究紀要第13号』愛知県埋蔵文化財センター

鈴木正貴 2014「尾張からの問題提起-尾張守護所の変遷からみた研究課題-」『守護所シンポジウム@清須 新・清須会議資料集』新・清須会議実行委員会

鈴木正貴 2017「集落の変遷と都市」『愛知県史資料編5 考古5 鎌倉~江戸』愛知県

鈴木正貴 2023「岩瀬文庫所蔵「清洲図」について-清須城下町の復元に関連して-」『研究紀要第24号』愛知県埋蔵文化財センター

千田義博 1989「清須城とその城下町-地籍図による復元的考察-」『清須-織豊期の城と都市-研究報告編』